

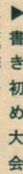
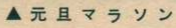
報 宏
おおだて
1月16日号 (No. 313)

1月16日号 (No. 313)

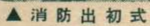
(電話) 49—3 1 1 1

◆ 発行日 — 毎月 1・16 日

広報紙は、行政協力員を通じて全世帯に配布しています。届かなかつたり、配布が遅いときは、総務課秘書広報係へご連絡ください。



初春 カメラのスケッチ



大館アメツコ市

2月11日・12日



▲議案を説明する畠山市長

国保税減免 条例や文化 会館条例など

12月定例市議会 32議案を可決

文化会館の 働く婦人の家の 条例を制定

十二月定例市議会は、十二月七日から十八日までの十二日間にわたって開会されました。今定例会には、五十六年度の一般会計や特別会計の補正予算案、冷害と台風被害を受けた方への国保税減免に関する条例など三十四件の議案や五十六年度の各会計の決算認定十三件、報告一件を提出しました。慎重な審議が行われた結果、決算の認定と市議会の議員定数を減少する条例ほか一件が閉会中審査とされたほかは、いずれも可決されて閉会されました。以下その主なものについてお伝えします。

「市民文化会館」と「働く婦人の家」に関する条例が制定されました。

市民文化会館に関する条例には、文化会館の設置の目的や、管理運営、使用料などを定めています。基本使用料の額は左の表のとおりです。

文化会館建設工事は、現在九〇%まで進んでおり、三月二十五日までには完成し、六月二十七日オープンする予定になっています。

働く婦人の家に関する条例には、婦人職業生活および家庭生活に関する相談や指導のほか、グループ活動、レクリエーション活動などを行うと定めています。

冷害を受けた方へ 国保税を減免

昨年の冷害と風水害で、農作物に被害を受けた方を対象に、国民健康保険税の減免に関する条例が制定されました。

これは、昨年九月以降の低温長雨による冷害と台風十五号による風水害により、農作物に被害を受けた国保に加入している農家世帯に対して、五十六年度の国保税を減免しようとするものです。

減免される額は、農業所得に

市民文化会館の基本使用料

(単位:円)

区分	9:00 ~12:30	13:30 ~17:00	18:00 ~21:30	9:00 ~21:30
大ホール	平日 11,000 土日・日曜祝日 14,000	15,000	19,000	41,000
大ホール楽屋事務室		1回 400		
第1楽屋		1回 700		
第2楽屋		1回 900		
第3楽屋		1回 900		
中ホール	平日 3,000 土日・日曜祝日 4,000	5,000	6,000	12,000
中ホール楽屋事務室		1回 400		
第4楽屋		1回 700		
第5楽屋		1回 800		
主催者控室		1回 500		
シャワー室		1回 1,000		
第1会議室	900	1,200	1,500	3,000
第2会議室	1,200	1,600	2,000	4,000
第1練習室	500	700	900	1,900
第2練習室	500	700	900	1,900
第3練習室	600	800	1,000	2,000
リハーサル室	900	1,200	1,500	3,000
展示室		1日 4,000		

一般会計を 三千四百万円減額

今年度一般会計は、歳入歳出をそれぞれ三千四百三十八万円減額し、予算総額は百四十億九千九百九十一万円となりました。

歳出には、市立総合病院への負担金や、河川・農業用施設災害復旧工事などを追加しました。また、教育費に予算措置をしていた第二中学校の用地購入については、事業の円滑化を図るため市土地開発公社で行うことになり、今回の予算から減額しました。

固定資産評価委員会 山城氏を再任

固定資産評価審査委員会委員である山城雄作氏の任期が、五十六年度の十二月二十二日で満了する。その後任人事の選任案件が今定例市議会に提出され、山城雄作氏(桜町)が再任されました。

「納税はくらしと
市政を結ぶ糧」
今月は市県民税・
国保税第4期の
納期です

行政 報告

◆大館市計画主要道路 について

山館・片山線(通称国道103号南バイパス)は、55年度から用地買収に着手し、56年度は6千万円の事業費で用地買収するため現在作業を進めています。

一方国道7号線の立花・片山・釈迦内線(通称国道7号西バイパス)は、現地調査等を完了し、早期に事業を実施していただくよう関係機関に強く要望しています。能代工事事務所及び東北地方建設局では、国に対し新規事業として57年度に事業化するよう要望していると伺っています。

仮称餌崎〜有浦線(通称東バイパス)は、柄沢・長根山町内会と線引きの主旨やそれに対する処置について現在も話し合いを進めています。なお、有浦地区については関係者の協力を得ています。

◆東北縦貫道小坂インター 促進期成同盟会設立について

東北縦貫自動車道の建設工事は、61年完成をめざして急ピッチで進められてい

ますが、一日も早く全線開通されることを、地域住民こぞで期待しています。

秋田県には、八幡平、十和田インターチェンジ(IC)が設置されることになり、十和田ICから次の碓氷関ICの間は、29kmもの非常に長い距離になっており、周辺開発のためにこの区画に「小坂インターチェンジ」を増設していただきたいと思います。

この設置によって、大館十和田湖線を利用して、十和田湖への最短コースとなり、さらには県北非鉄鉱山群の開発に寄与し、県北全体の産業振興に重要な役割を担うものです。

このことから、11月27日大館市と地元小坂町をはじめ、鹿角市、能代市ほか17町村で期成同盟会を設立し建設省道路公団などに強力な運動を展開し、その実現を期すことになりました。

◆冷害について

冷害の実態についてご報告いたします

11月末における56年度の米の売渡し実績は192,846俵で、予約限度数量252,385俵に対し76%で、単純に

この減量補正量の損失額は10億4,400万円です。品質低下による損失も約8,000万円が見込まれるなど、昨年の大きく上回る減収となりました。

今回の被災農家の救済については、天災融資法の指定転作目標面積の緩和措置など12項目について、県をはじめ東北農政局、政府、国会に陳情し、各関係機関で決定したのから順次救済対策がとられているところです。

この2年続きの冷害は、天災的な要素が大きいわけですが、被害の実態調査とその原因を解析し、次年度の農業生産に対応するため冷害対策本部の機能を強化していきたいと思っています。

◆その他の行政報告

- ・産業祭について
- ・市商業環境調査について
- ・行政改革について
- ・市制施行30周年記念事業等について
- ・市民と語る会について
- ・移動図書館車(おとり号)の運行状況について
- ・職員の不祥事件について
- ・建物工事の状況について

12月定例市議会が招集された12月7日畠山市長が行政報告を行いました。そのなかから主なものをお伝えします。

◆住居表示整備事業の 状況について

市中心街の住居表示整備事業は、昨年5月に開催した関係町内行政協力員に対する説明会で本事業に着手しました。

第一段階として、住居表示に対する市民のご理解を得るため、5月29日から6月26日まで、34町内を対象に、21会場で開催しました。その結果、住居表示の実施については多くの市民の方から積極的に賛成する意向が表明されました。

引き続き、町名、町界について住居表示草案作成委員会を開いて検討、さらに町内ごと・町合せ会を開催して原案作成作業を進めています。今回住居表示する区域の半分について町名町界の原案をまとめることができました。残りの区域についても話し合いを継続して進めていますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

なお、今回の住居表示整備事業は、対象区域を二つに区分して、57・58年度に分けて実施したいと思います。

一般質問

第二中学校の 改築問題について

会期中の十二月十日、十一日の二日間にわたって一般質問が行われ、湯瀬勝衛、大坂谷征志、島沢一郎、上村清、島山広清、菅原昇、工藤良一の七議員が市政をとりまく諸問題について市の方針をたずねました。その主な質問と答の概要は次のとおりです。

△問 今回、用地購入費を減額しているが、五十七年度着工、五十八年度完成の基本線に間違いないのか。また通学路の関係、鉾山との補償問題、設計にあたっての関係者の意見反映などについて伺いたい。

△答 移転候補地の地権者との話し合いに手間どるよう十一月末見通しがたつたが、起債申請に間に合った。今回減額補正という形になった。

公務員の給与 実態の公表について

△問 自治省事務次官名で地方公務員の給与の実態を地域住民に公表しないといふ通知したと聞いている。住民の理解を得るためにも公表は必要と思うがどうか。

△答 公表は毎年一回以上としてそのうち一回は上半期に行う。ただし今年度限り十二月末までに公表することとされているが、当市の場合十二月十六日の広報は新年特集号の関係で休んだので、十二月中の公表はできなかった。公表の時期、方法等について十分検討中である。

農産物等プロジェクト チームについて

△問 農産物生産流通加工振興対策プロジェクトチームの最終目的は何か。その目的達成の時期とともに伺いたい。また農産物加工の研究も入っていると思うがどうか。

△答 高速交通体系の整備拡充に伴う農産物流通の広域化、全国的な転作野菜の作付増加による生産過剰、産地化競争に対応し、農産物生産の安定拡大、産地育成等を図る目的で、五十六年七月に設置したものである。チームの設置期間は、一応一カ年としたが、その成果を得るには、期間の延長も予想している。また、一・五次産業の推進も検討しており、現在漬物加工施設を計画中であり、さらに五十七年度以降の事業として、食肉カッター施設も検討している。

その他の 主な質問事項

△下水道会計の財政運営と今後の方策について▽下水道問題について▽中小企業の保護対策について▽教育行政(学区編成とその救済措置、新築計画、私立幼稚園、米飯給食等)について▽福祉行政(老人福祉、障害者福祉の推進等)について▽市の文書管理について▽財政改革(自治体と与える影響、国と地方の財政改革、老人・乳幼児医療費無料制度、福祉・教育の後退等)について▽新幹線に接続する花輪線の増強について▽花矢地区の振興について▽清掃行政(ゴミの分別処理計画等)について▽用地関係について▽市長の政治姿勢について▽福祉事務所の不祥事件について▽市職員の退職金の疑問点について▽市制三十周年記念式典に際して▽市有財産の見直しとその活用について▽大館農具道工事と市の対応について▽農林行政(冷害対策、水田利用再編対策、エサ米推進対策、農林行政の展開等)について▽保健医療(予防医療、保健医療の行政機構等)について▽公有財産の管理状況について▽新財政診断手法による昭和五十五年度の決算状況について▽入札制度のあり方について

市議会だより



大型店問題の 対応策について

△問 商業近代化対策調査委員会の調査結果が公表されたが、市勢発展に大きな影響力をもつ大型店問題への対応、及び商調協に対する意見反映など総合的な判断を求められると思う。市長の見解を伺いたい。

△答 調査報告書は三分冊、五百ページ余りのほう大なものでしつこく目を通していないし、検討するまでには至っていないので結論は時間をかけて判断させてもらいたい。

スポーツ施設の 整備と 管理運営について

△問 スポーツ施設の整備充実を図ることにより、各種大会の誘致も可能となる。今後の施設計画とともにそれらの管理運営について関係協会や団体に委託するなど、工夫、改善が必要と思うがどうか。

△答 施設の管理を関係専門団体に委託することは一長一短がある。どうしても委託された団体中心の利用計画になつてしまつて、一般市民の入る余地がなくなる。これをどう調整すればいいのか、検討の余地があるので、それを含めて、関係団体と協議をすすめているところである。

市産業の将来展望 と実践について

△問 農産物の生産計画とその加工、特用作物、林産品、畜産等の複合経営、工業品等特産物の振興と開発、そのための教育、指導、研修、実践を含め、市産業の将来展望を伺いたい。

△答 市産業の将来展望について、創意工夫するといふと広げてみるが、加えて準備基準の改訂がらみで、非常にきびしい経営の現況にあると思うがその対策はどうか。あわせて外来小児科の待ち時間短縮など患者サービス面について伺いたい。

市立総合病院の あり方について

△問 公的医療機関として不採算医療部門を多く受持ち、加えて準備基準の改訂がらみで、非常にきびしい経営の現況にあると思うがその対策はどうか。あわせて外来小児科の待ち時間短縮など患者サービス面について伺いたい。

△答 市立総合病院のあり方について、非常に困難な状態で運営されている。とくに本年六月の薬価基準の改訂により、さらに悪化している。市、市民の努力と市として、市としても可能な限りの財政援助は考えている。また、国、県

議案等

12月議会定例会の会期中に議決された議案等の件名、結果は次のとおりです
◆昭和55年度水道及び病院事業会計決算 2件 (9月定例会後の閉会中審査事件) 認定
◆昭和56年度一般会計3件、特別会計(国保2件、温泉開発、卸売市場2件、都市計画2件、上川沿・下川沿・餅田財産区)及び水道事業会計2件、病院事業会計2件の各補正予算案 17件 原案可決
◆恩給条例等の改正案 原案可決
◆昭和37年11月30日以前に給与事由の生じた者等の昭和56年における退職年金等の年額の改定案 原案可決

◆市民文化会館条例案 原案可決
◆市立スキー場条例案 原案可決
◆国保条例の改正案 原案可決
◆昭和56年の異常低温による冷害又は台風15号による風水害の被害を受けた者に対する国保税減免条例案 原案可決
◆働く婦人の家条例案 原案可決
◆簡易給水施設条例案 原案可決
◆都市公園条例の改正案 原案可決
◆字の区域及び名称の変更2件(十二所地区、小釈内地区) 原案可決
◆和解及び損害賠償額の定め2件 原案可決
◆公有水面の埋立に関する意見(出川字上沢岱) 閉会中審査
◆市職員給与条例の改正案 原案可決
◆固定資産評価審査委員選任 原案同意

◆昭和55年度一般会計及び特別会計(国保、温泉開発、奨学資金、卸売市場土地取得、食肉センター、都市計画、上川沿・下川沿・片山・川口・餅田各財産区)の各決算 13件
以上の決算については、委員12人で構成する「決算特別委員会」を設置し閉会中に審査することになりました。

採択された請願・陳情

◆灌排事業の調査設計費に対する市補助
◆合成洗剤全面追放と石けんの使用
◆市道の舗装と側溝整備(小館町内)
◆公・私立幼稚園の格差是正並びに心身障害児の公立幼稚園受け入れ

◆冷害の被災農家に対する農業共済金の早期支払いと損害評価の見直し 2件
◆冷害の被災農家に対する市民税等の減免措置 2件
◆十二所職業委託化実施

閉会中(継続)審査事件

議員提出による次の議案は「議員定数に関する特別委員会」を設置して、閉会中に審査することになりました。
◆大館市議会の議員の定数を減少する条例案
このほか、議案1件、及び各会計決算13件、請願・陳情78件は、担当委員会で閉会中に審査することになりました

市県民税の申告のお知らせ

2月3日から57年度市県民税申告相談が始まります。個人の市県民税は、市が適正な課税を行うために、納税者の皆さんから市県民税の申告書を提出していただき、それに基づいて税額を計算し、納税者の皆さんに通知して納めていただく仕組みになっています。そこで、市県民税の申告のしかたについてお伝えします。

昭和57年度

市県民税の申告相談

各地区で申告相談の
会場を開設します

期 日	受 付 相 談 区 域 (行政区・町内別)	場 所
2/3 (水)	午前 松原、長走、陣場、日景温泉 午後 岩本、清水川	矢立公民館
4/4 (木)	午前 中羽立、寺の沢、橋桁 午後 白沢	
5/5 (金)	午前 本郷上、繁沢 午後 本郷下、土目内	花矢支所
6/6 (土)	午前 二井山、観音堂、鳥内 午後 十三森、大森、神山、姥沢	
8/8 (月)	午前 泉田、桜町、福荷沢、猫鼻 午後 大森団地	十二所公民館
9/9 (火)	午前 大滝1区、道目木 午後 大滝2区、平内	
10/10 (水)	午前 軽井沢、浦山 午後 別所、沢尻	二井田公民館
11/11 (木)	午前 曲田、猿間 午後 葛原	
12/12 (金)	午前 下町、中町 午後 上町、上新町	
13/13 (土)	午前 下村、町、杉沢 午後 高村、下川原	

＜申告時間＞ 午前—9時30分から正午まで
午後—1時から4時まで

○軽自動車（農耕用トラクター・コンバイン）を
購入し、まだ未登録でナンバープレートを取り
付けていない方は、各会場に登録を受け付けま
すのでお申し出ください。

※ なお、2月15日以後の申告相談日程について
は、次号でお知らせいたします。

◆申告相談についてのお問い合わせは
税務課民税係へ

申告しなれば ならない人

●五十七年一月一日現在、大館
市に住んでおり、五十六年中
（一月～十二月）に収入のあつ
た人。

●給与所得者で給与所得のほか
に、地代、家賃、農業など給
与以外の所得のある人。
●大館市に住んでいないが、五
十七年一月一日現在、市内に
事務所、事業所または家屋敷
を有する人。

申告の必要がない人

●所得税の確定申告書を税務署
へ提出される人。
●給与所得者で勤め先（事業所）
から給与支払報告書を提出さ
れている人で、給与以外の所
得のない人。ただし、前年中
に災害を受けたことによる雑
損控除や、本人又は家族が病
気にかかったことによる医療
費控除を受けようとする人は
そのための申告はしなければ
なりません。（所得税を納め
ている人は除く）

申告をしなかった場合

申告しなければならぬ人で

申告のとき 注意するものは

- 1 申告書と印鑑（申告書には住所、氏名を記入のうえ持参のこと）
- 2 五十六年中に支払った医療費、生命保険料、国保又は社会保険料の支払いを証明するもの。
- 3 五十六年中に災害、盗難、横領など損害を受けた人はそれを証明できるもの。
- 4 給与所得者で給与以外の所得のある人は、源泉徴収票、申告書に同封された決算書（記入のうえ）と関係書類又は帳簿など。
- 5 大型農機具を購入した人はそれを証明できるもの（添付）

所得金額の 計算のしかたは

所得とは、一年間（一月～十二月）に得た収入金額から、その収入を得るための必要な経費（生活費は含まれません）を差し引いたもので、その計算方法は、地方税法に特別の規定があるもののほか、原則として所得税法の定めにより計算されます。

収入金額

- 1 収入金額には五十六年中に収入することの確定した未収入金も含まれますが、前受金は含まれません。
- 2 現物収入は時価で収入金額に換算します。
- 3 普通消費した商品などは、普通の販売価格で計算した金額を収入金額とします。
- 4 雑収入やリベートも収入金額に含まれます。
- 5 農産物の収入金額は収穫したときの時価で計算します。

収入を得るために必要な経費に限りませんが、たとえば生活費や所得税、市県民税のように所得のうちから支払うことになっている税金は必要経費になりません。

●事業用固定資産の損失や減価償却費、開業費や共同施設の負担金など繰延費用に対する償却額は必要経費になります。

●修繕費は必要経費になりますが、資産の増加になるような費用は必要経費になりません。

●営業収入を得るために必要とみられる接待費は、必要経費になりますが、寄付金や事業に無関係の交際費は認められません。

●農業所得も他の所得と同様、個々の納税義務者ごとに収支計算して算定するが原則ですが、農業所得の収支を明確に記帳していない人（「農業所得標準」を作成し申告相談に応じています。農業所得標準によって申告される方は次の点にご注意ください。）

※臨時雇人費は標準内経費に算入していません。しかし、特殊な事情がある方は雇人控帳作業内容、支払金額等の説明ができる資料を持参するようになっています。資料を持参しない場合は標準内経費に算入された雇人費を超える分の金額は除却に別途除却する動力耕うん機、田圃機、コンバイン、バインダー、トラクター、ハーベスター等の大型農機具や農業用の自動車を持参している方は、取得年、取得価格、年式車名、自動車税

- 1 営業所得の場合
五十六年中に販売した商品や製品の原価、公租公課、雇人費、地代、家賃、借入金、利子、修繕費、減価償却費など、収入を得るための必要な経費をいいます。次の点に注意してください。
●未払いの経費も必要経費になりますが、前払いの経費は含まれません。
●家事の関連経費でも住宅を兼ねる店舗などの地代、家賃などは、面積あ分の方法で営業用の部分を区別してください。
- 2 事業用固定資産の損失や減価償却費、開業費や共同施設の負担金など繰延費用に対する償却額は必要経費になります。
- 3 修繕費は必要経費になりますが、資産の増加になるような費用は必要経費になりません。
- 4 営業収入を得るために必要とみられる接待費は、必要経費になりますが、寄付金や事業に無関係の交際費は認められません。

●営業収入を得るために必要とみられる接待費は、必要経費になりますが、寄付金や事業に無関係の交際費は認められません。

●修繕費は必要経費になりますが、資産の増加になるような費用は必要経費になりません。

●未払いの経費も必要経費になりますが、前払いの経費は含まれません。

●家事の関連経費でも住宅を兼ねる店舗などの地代、家賃などは、面積あ分の方法で営業用の部分を区別してください。

＜今年は固定資産評価基準年度です—全資産の申告を！＞

固定資産税は、土地・家屋・償却資産の所有者に課税するものです。このうち償却資産の所有者は、毎年1月1日現在におけるその資産に係る一定の事項を、市長に申告しなければならないことになっています。

なお、57年度は固定資産評価基準年度にあたりますので、償却資産の所有者は、57年1月1日現在の全資産について申告してください。

＜申告期限＞ 2月1日

＜償却資産の要件＞

- 1 土地、家屋以外の事業の用に使用することができる資産であること。
- 2 鉱業権等の無形減価償却資産は除かれます。
- 3 減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるもの（法人税又は所得税を課されない方が所有するものも含む）でなければなりません。
- 4 自動車税や軽自動車税の課税対象である自動車等は除かれます。

●この要件を具体的に説明しますと、次のようになります

- 法人税又は所得税が課されない方が所有する資産であっても、法人税法又は所得税法の規定により、本来減価償却が認められる資産。
- 現在稼働していない有形固定資産であっても本来の機能を失っていない、いつでも使用できる状態にあるもの。
- 帳簿に記載されていない、いわゆる簿外資産で事業の用に使用することができるもの。
- 残存価額のみが計上されている資産で、事業の用に使用しているもの。
- 事業用建物の付属設備については、固定資産税における家屋の評価に含まれないもの。

以上の内容に該当する納税義務者の方は忘れずに申告してください。詳しくは市役所税務課固定資産税係へお問い合わせください。☎49-3111 内線232・233

営業所得の 申告

譲渡所得のある方で、税務署へ申告した方は、市県民税の申告は必要ありませんが、所得税が課税されない方、又は申告が不要とされた方は、金額の多少にかかわらず、三月十五日までそれぞれの申告会場関係書類を持参のうえ申告してください。

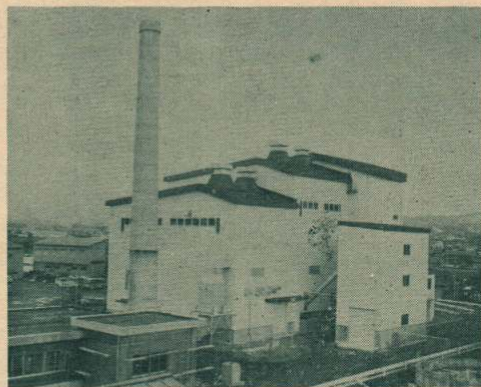
譲渡所得の申告

譲渡所得のある方で、税務署へ申告した方は、市県民税の申告は必要ありませんが、所得税が課税されない方、又は申告が不要とされた方は、金額の多少にかかわらず、三月十五日までそれぞれの申告会場関係書類を持参のうえ申告してください。

四月から操業開始！

広域ごみ焼却施設が完成

五十五年度からの二カ年事業で建設している広域ごみ焼却施設が、三月に完成します。現在、各種機械の点検をしており、今月二十七日からごみを入れての試運転を行い、四月から操業を開始します。



▲ ごみ臭気も汚水も完全密閉で処理
▼ ここですべての機械を操作

市の焼却場の老朽化に伴い、沼館の衛生センター内に建設されているごみ処理施設は、六千九百四十平方メートルの敷地に、建築面積、千二百六十八平方メートル、却能力十六時間当り百二十ト（六十ト二基）、総事業費約十六億九千万円となっています。

閉式による中央制御方式で、収集車まで運び込まれたごみは、すべて機械操作によって自動的に焼却処理されます。ごみ汚水も臭気もすべて工場内に密閉され、薬剤並に熱処理を施し、最新式電気集塵器により、ほぼ完全に処理された後、公害のないものとして高た三十トの煙突から排出されます。また、燃焼ガスは、沼館上堤の埋立最終処分場へ運ばれます。

市の焼却場の焼却能力は、一日当り九十トですが、この新施設は二倍の能力を有し、急増するごみ処理に対応でき、快適な市民生活の向上に大いに寄与するものと期待されています。

ごみを出す前に

ごみ処理施設が完備されてもゴミの収集作業に多くの費用を必要とすることに変わりはありません。家庭でいらぬものが出てきたからといってすぐに捨ててしまわないで、もう一度見直しましょう。

◆ごみは収集日に
ごみ集約地は、ごみの捨て場

市病精神科病棟改築完成

狭くて老朽化が著しかった市立総合病院精神科病棟の全面改築工事が完成し、診療が開始されています。

新しい病棟は、鉄筋コンクリート二階建て、建物延べ面積三千二百二十五平方メートル、総工費五億五千三百二十三万円で、五十五年九月から二カ年事業で行われたものです。

同病棟には、診療室、心理室、遊戯室、作業室、体育室などが設けられており、明るく近代的なものとなっています。また、最近ではアルコールなどの中毒性精神患者などが急増していることから、ベット数を増



床し、百十床となりました。

広域消防「東分署」完成

昨年十二月二十八日に、大館周辺広域市町村圏組合消防



署「東分署」が完成しました。東分署は、近年宅地化が進んでいる東、相模町など東側地域に対する防火対策などの強化のため、東台五丁目に建設されたものです。

建物の概要は、鉄筋コンクリート造り二階建て、延床面積二千九百三十三平方メートル、総工事費六千八百三十三万五千円となっており、水槽付消防ポンプ車一台が配備されています。

また、同署には署員六人が勤務し、付近住民の生活環境の保全に努めています。

広域消防署東分署
電話 49-13562

大館青年会議所 と姉妹結

大館青年会議所が、遠く韓国のウルチュ青年会議所とつちり握手。

先月十八日、ビヨンを市長を団長とする一行四人が大館市を訪問。市役所、館前山などを見学すると共に、当市青年会議所との姉妹青年会議所締結の調印式を行いました。これにより、今後、子どもたちの図画や図書の交換を始め、将来は広く文化経済の交流を深めていくことが約束されました。

ウルチュは、いくつもの村からなる郡で、釜山から南へ一時間余り、人口約十四万、新興工業地で、特に製鉄、造船業が盛んです。



市長を表敬訪問

今年こそはという多くの願望をこめて、新しい年も始まりました。雪のない穏やかな明けのよう年でありますように祈りたいものです。

正しく知る

貿易マサツはますます大きくなるでしょう。そして日本を知ろうとする海外からの研修も多くなるでしょう。そんな中である雑誌から「日本の輸出は婦人の力にある。結婚すれば退職する。だから世帯当りの所得が低く内需は少ない。老人、子供の世帯は主婦がやるから社会保障費が少なくてすむ。主婦が家庭にいるから世代差がなく勤勉だ」といっています。

日本の女性の地位も国際的になったと感心しますが、果たして正しく評価されているのでしょうか。正しくものを見、知ることこそ対応に誤りはないもので、きびしい年であることとあらためて。市民と共にそんな年であるよう努めたいものです。



No. 43

追いつき、追い越せるの力が今日の日本、そして今先導を維持し、さらに発展させなければなりません。創造の活力が求められていることを忘れてはなりません。創造の活力こそ今日の不況を脱するエネルギーであることを確認したいものです。

中山健治郎

環境保護課

(課長 山本礼治)

正面玄関を入ると、すぐ左に「環境保護課」があります。環境保護課では、公害の防止、環境（自然）保護に関することや、交通安全対策の業務を行っています。

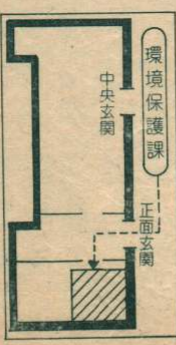
△環境保護係▽
公害防止については、どんなことをしていますか。

(課長) 騒音、振動、悪臭の発生防止、大気、水質の汚染防止など公害一般の調査、監視をはじめ、市民の公害苦情相談、事業所等の公害防止対策の相談を行っています。

なお、し尿浄化槽の設置や、各種事業所の新設増設については、いろいろな規制、制約がありますので、計画段階でご相談くださるようお願いいたします。

また、公害防止対策については、設備資金の融資あっせんや利子補給の制度もありますので、ご利用ください。

交通安全対策については、主にどんなことをしていますか。



環境保護課
内線 246・247

大館市史をどうぞ

大館市の歴史書「大館市史」の第1巻「原始・古代・中世編」、第2巻「近世編」そして第4巻の「民俗・文化編」が刊行されています。多数の方々から好評を博しており、残部もわずかとなってまいりましたので、購読ご希望の方は早めにお申し込みください。

申込先・大館市宇中城20番地

大館市史編さん委員会

☎49-31111 内線237

価格・第1巻 3,800円
第2巻 3,400円
第4巻 4,300円

民間指導者養成講座

児童の健全育成活動を推進するための指導者、およびボランティアの養成を行います。

期間・2月15日～3月12日

(全5回)

会場・青少年ホーム

対象・市内に住む20歳以上の方ならどなたでも受講できます。

受講料・無料

申込・大館市教育委員会社会教育課

☎49-31111 内線255

内容・子どもの遊びの指導、児童期の成長発達についての講義ほか

市立保育園児募集

昭和57年度の市立保育園児を次のとおり募集します。

＜募集園児数＞

城南保育園	3歳以上児	200名
	☎42-1806	
有浦	3歳以上及び未満児	120名
	☎42-1149	
沢田内	3歳以上児	60名
	☎48-2231	
十二所	3歳以上児	60名
	☎52-2172	
感恩講乳児	3歳未満児	60名
	☎42-5130	

＜受付締切＞ 1月末日

市民の善意

◆老人ホーム扱い

花岡土目内婦人会 みかん、菓子、りんご
武田慶子さん(古川町) かき、みかん
(株)東北ビル管財 みかん
伊藤利一さん(梶井沢) 誕生菓子、切タング
小松広雄さん(御成町) カステラ
南高校家庭クラブ 慰安演芸、お茶、みかん
野口弥之助さん(大町) みかん
丸屋千鶴子さん(南ヶ丘) わらべ歌市形絵額
成章中学校生徒会 12,030円
専売公社大館営業所 タバコ

ご利用ください シルバー人材センター



発足満一年を迎えたシルバー人材センターでは高齢者に適した仕事の依頼に応じています。事業所やご家庭で、仕事をセンターに依頼したいときは電話でご連絡ください。センターの会員(男性257名、女性67名)の中から、仕事内容に添った適任者が伺うことになっています。

＜仕事の内容と1日の料金＞

◆事務・整理……………2,750～3,500円
筆耕、そろばん、浄書、簿記など
◆単純作業……………2,750～3,500円
除草、荷造り、雪おろしなど
◆特殊技術……………4,500～5,000円
設計、大工、左官、造園など

◆サービス……………2,750～3,500円
病人付添、子守り、老人介護など
◆管理、監視……………3,000～4,500円
警備、倉庫管理ほか
※内容によって料金は多少異なることがあります。また、別に事務費として5パーセントをいただきます。その他、詳細は下記へどうぞ。
シルバー人材センター(桜町南)
☎49-4088、4089

各種相談のご案内

＜交通事故相談＞
毎月第2、3、4火曜日
午前10時～午後3時
ところ・当日表示
問合せ・環境保護課

＜法律相談＞
毎月18日
午前9時～午後4時
ところ・第2応接室
問合せ・市民相談室

＜縁の相談室＞
毎月第1木曜日
午前10時～午後3時
ところ・第1会議室
問合せ・農林課

＜社会保険相談＞
毎月20日
午前9時～午後3時
ところ・第4会議室
問合せ・市民相談室

＜国税相談＞
毎月25日
午前10時～午後4時
ところ・第1会議室
問合せ・税務課

＜家庭教育相談＞
毎週火曜日
午前9時～午後4時
ところ・会議室
問合せ・教育委員会社会教育課

＜内職相談＞
毎週月、火、木、金曜日
ところ・商工観光課内
※相談日が土、日曜日にあたるときは月曜日に移ります。また相談会場が変更になることもありますので、当日お確かめください。

＜その他＞
家庭児童相談を家庭児童相談室で、心身障害者相談は福祉事業所で行っています。

お知らせ



室内ゲートボールで新春の幕明け

＜12月＞

交通事故	22件	(282)
火災	31人	(350)
救急	0人	(11)
救急	1件	(25)
救急	93回	(1,169)

()内は昭和56年中の累計

児童手当の額が変わりました

児童手当は、十八歳未満の児童を三人以上養育しており、三人目以降である義務教育終了前の児童を対象として月額五千元と六千五百円の二通りにおいて支給していますが、二月支払分から市民税の所得割にかかっている方の額が次のように変わります。

変更前 六千五百円

変更後 七千円

なお、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

税の相談は お気軽に

児童手当は、十八歳未満の児童を三人以上養育しており、三人目以降である義務教育終了前の児童を対象として月額五千元と六千五百円の二通りにおいて支給していますが、二月支払分から市民税の所得割にかかっている方の額が次のように変わります。

変更前 六千五百円

変更後 七千円

なお、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

な、昭和五十六年度市民税

市民文化会館 からのお知らせ

市民文化会館では、一月十七

日から二十一日の午前九時から

午後五時まで、発着車の試運転

を行います。また、一月二十日

は午後八時から八時二十分まで

は騒音等で迷惑をおかけしま

す。より一層協力をお願いします。

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

文化財防火デー

昭和二十四年一月二十六日に

法隆寺の金堂が火災にあり、貴

重な壁画が焼損したことが、こ

の日を「文化財防火デー」とし

文化庁と消防庁の主催により昭

和三十年から毎年この日を中心

に文化財防火運動が実施されて

います。わが国の文化財、特に

建造物は木造建築であり、美術

工芸品も木製、紙製のものが多

く、貴重な文化財が常に火災に

よる焼失、焼損の危険にさらさ

れています。また、この時期は

火災が多い時でもあることから

この日を中心として、全国的に

文化財防火運動を展開しようと

いうものです。

文化財保護のために、皆さん

の協力をお願いします。

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ

市民文化会館

からのお知らせ